

益子町食品放射性物質簡易検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、原子力発電所事故等による放射性物質の飛散により、農作物等から放射性セシウムが検出され、町民の食の安全に対する不安が広がっていることから、放射性物質検査機器を導入して放射性物質簡易検査（以下「簡易検査」という。）を行い、放射性物質の数値を確認することで町民の不安解消につなげることを目的とする。

(対象物)

第2条 簡易検査の対象物は、町内において自家消費をするために栽培、採取した野菜、果物、穀物等及び飼育・捕獲した魚介、鳥獣等とし、次のものは対象としない。

- (1) 自家水（井戸水）、牛乳
- (2) 販売を目的に栽培、採取、飼育、捕獲されたもの
- (3) 購入した食材又は他人からもらったもの
- (4) 栽培地、採取地、飼育地及び捕獲地が特定できないもの

(対象者)

第3条 簡易検査に係る対象者は次の者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内において前条の対象物となりうるものを栽培、採取、飼育、捕獲している者

(検査日)

第4条 簡易検査は、土、日、祝祭日、年末年始を除く毎日実施する。

(検査項目)

第5条 簡易検査の項目は、放射性セシウム 134 及び同 137 とする。

(検査費用)

第6条 簡易検査の費用は、無料とする。

(検査手続き等)

第7条 簡易検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ食品放射性物質簡易検査依頼書（様式第1号）に必要事項を記入し、益子町環境課に提出して予約をしなければならない。

- 2 前項の申請にあたっては、運転免許証、健康保険証等本人を確認できる書類を提示しなければならない。
- 3 簡易検査は、1世帯1日あたり1回とし、検体は1品とする。
- 4 簡易検査する検体については、5ミリ以下に切り刻んだものとし、1検体あたり1000cc以上をビニール袋に入れて持参するものとする。

5 簡易検査が終了した検体については、全て依頼者に返却するものとする。

(検査結果)

第8条 検査結果については、口頭で依頼者に伝えるものとし、検査結果に関する証明は行わないものとする。

2 検査結果は、個人等が特定できない範囲で公表する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

益子町食品放射性物質簡易検査依頼書

年 月 日

益子町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号
世帯主名

益子町食品放射性物質簡易検査実施要領第7条第1項に基づき、次のとおり申請をします。

検 査 日	年 月 日 ()			
検 査 開 始 予 定 時 間	第1回 9:00～	第2回 10:30～	第3回 13:30～	第4回 15:00～
検 体 名				
検 体 採 取 日	年 月 日	採 取 地		

〔確認事項〕

<p>私が申請した上記の検体は、私が自家消費を目的に益子町内で採取（栽培）したものであり、また、本申請書に記載した事項に偽りがないことを確約するとともに、検査結果（個人情報を除く）については、町ホームページ等において公開することに同意し、検査後の検体は全て持ち帰ります。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ⑩</p>
--

益子町記入欄（申請者は記入しないでください。）

本人確認書類		健康保険証・運転免許証 その他 ()	地 区 別 田野・益子・七井
直近の申請状況 (同一世帯)	有 ・ 無	前回検査日	年 月 日